平成２５年（フ）第２００号
群馬県富岡市田島233番地２、住民票上の住所群馬県富岡市田島６番地７
破産者　田島　一子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５２号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田乙83番地
破産者　風間　修
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５４号
神奈川県厚木市長谷411番地７　コスモハイムⅠ―201、前住所神奈川県平塚市入野141番地の２
破産者　吉田　健
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９９号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目19番２号、前住所神奈川県平塚市馬入2197番地の１
破産者　岩本　実
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２２３号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番２―502号
破産者　田原　大三
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２２４号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番２―502号
破産者　田原ゆかり
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５０号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―８―504
破産者　多田ユキ子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５１号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―８―504、前住所神奈川県横浜市鶴見区矢向２丁目８番26号
破産者　多田　昭夫
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８０８号
愛知県清須市廻間２丁目１番地10
破産者　田島　吉朗
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
三重県名張市鴻之台２番町43番地　コーポミカサＢ―108号
破産者　今出きく子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５０号
三重県名張市鴻之台２番町43番地　コーポミカサＢ―108号、前住所三重県名張市平尾3229番地
破産者　今出　智香
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５６０号
神戸市中央区加納町３丁目２番３―202号、従前の住所神戸市兵庫区福原町７番９―701号
破産者　松村　絵美
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１４号
神戸市垂水区塩屋町１丁目５番11―605号
破産者　髙田　昇史
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６３号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1054番地８
破産者　林　光
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９２号
神戸市中央区北野町４丁目７番18―515号、開始決定時の住所神戸市中央区加納町２丁目13番10―707号
破産者　堺　義行
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市中島3004番地３　グラシオッソブロ―テ106
破産者　村上　邦雄
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
岡山県浅口市鴨方町深田1815番地７
破産者　江藤　孝二
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
長崎県諫早市小船越町852番地６、前住所長崎県諫早市永昌町８番18―1102号
破産者　初村　文子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
宮城県大崎市三本木新町２丁目16番20号
破産者　外塚　政策
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係